

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十八年十一月八日から同月二十一日までの間縦覧に供します。

平成二十八年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
井元 照明	五條市西阿田町八一 番地の二	五條市西阿田町七二〇番一	
飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二 〇一番地	大和郡山市美濃庄町六二七番ほ か一筆	
飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二 〇一番地	大和郡山市高田町一七六番一ほ か五筆	

二 申請年月日

平成二十八年十月二十七日